

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から52年4月まで

これまでの4回の申立てでも認められなかったが、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間当時のA町役場(現在は、B市役所A町事務所)の国民年金担当者から聞くなどして、父が保険料を納付していたことや父から私が受け取ったカードについて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているため、具体的な保険料納付状況等が不明であること、国民年金受付処理簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、これに対する再申立てについては、申立人の希望により、申立期間当時A町役場に勤務していた職員から、加入手続及び保険料納付について聴取したものの、その職員から具体的な証言を得ることができなかったこと、同町役場作成の国民年金保険料徴収簿には申立人の母親及び姉の保険料の納付記録は確認できるものの、申立人については確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、これに対する再々申立てについては、申立人は、委員会の判断に納得がいかないとし、父親が保険料を納付していたと主張しているが、こ

これは当委員会の上記の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、平成 23 年 7 月 5 日付けで訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、これに対する再々々申立てについては、申立人が提出した次姉の年金手帳の写しから、申立人についての加入手続が行われたことをうかがうことはできないこと、申立人が A 町役場の元職員の証言内容を記載したとして提出した文書に係る元職員は、当時は国民年金への未加入者への加入勧奨を行っていなかったとしていること、申立人が提出した「証言書」に係る別の元職員は、申立人の父親から具体的な保険料の納付方法を聞いていないとしていることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 3 月 27 日付けで訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 これに対して申立人は、申立期間当時の A 町役場に勤務していた国民年金担当者であれば、父親が保険料を納付していたことを知っているはずであるとしているところ、B 市役所では、当時の A 町役場の職員配置の資料として、昭和 49 年度以降の課ごとの職員を記載したものがあり、国民年金係は住民課に所属していたが、当該資料には係ごとの記載が無い上、職員名が名字のみとなっていることから、当時の国民年金の担当者を特定することができないとしている。

また、当該資料で昭和 51 年度から住民課に所属しており、A 町が B 市へ編入された後に B 市役所に勤務していたことが確認できた元職員は、「私は、当時、住民課で戸籍や住民票の係の仕事をしていたが、窓口に住民が来れば保険や年金の仕事もしていた。個々のことは分からないが、一般的には、当時の A 町の学生は国民年金には加入していなかったと思う。」旨証言している。

さらに、申立人は、父親から名刺サイズのカードを年金手帳の代わりに受け取ったとしているところ、当該元住民課の職員は、「年金手帳は見たことはあるが、カードについては分からない。」と証言している上、申立人の再申立ての際、B 市役所は、「そのようなカードの存在を把握していない。」旨回答していることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年3月までの期間、49年3月から同年12月までの期間、51年2月から52年2月までの期間、52年10月から53年8月までの期間及び54年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から48年3月まで
② 昭和49年3月から同年12月まで
③ 昭和51年2月から52年2月まで
④ 昭和52年10月から53年8月まで
⑤ 昭和54年5月から同年12月まで

私の父は、私が20歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたと思う。

また、申立期間②以降の国民年金の加入手続については覚えていないが、これほどの長期間に保険料を納付しなかったとは考えられない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、父親から当該期間の保険料の納付について具体的に聞いたことは無いとしている上、申立人と同様に20歳当時に父親と同居していた長姉及び長兄の20歳当初の保険料は未納となっている。

2 申立期間②から⑤までの期間については、申立人は、これほどの長期間に

保険料を納付しなかったとは考えられないとしているが、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が無い。

また、A市役所（現在は、B市C区役所）作成の国民年金被保険者名簿には、当該期間の資格取得日及び喪失日が記載されていないこと、オンライン記録から、当該期間のうち、申立期間②に係る資格喪失日以降の資格得喪日の記録は、平成3年6月17日に追加されたことが確認できることから、当該期間は当該記録追加時点まで国民年金の未加入期間であったと考えられる。

- 3 申立期間は5つと多数で、合計49か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり行政側の記録誤りが続くとは考えにくいこと、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中にA社の健康保険証を使って医療機関を受診したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の事業主名及び所在地が同社の商業登記簿と一致している上、申立人が当時の従業員として氏名（名前のみを含む。）を記憶している5人が昭和53年12月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散している上、申立人がその氏名を記憶しており、同社の解散当時の取締役であった者に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、A社は、昭和53年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得した上記5人のうちの3人は、申立期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間中にA社の健康保険証を使って医療機関を受診したとしているところ、当該医療機関は、「カルテは5年間しか保存されていないので、申立期間当時のことは分からない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。